

事業系ごみ行政収集登録申請書(少量排出事業者用)

(あて先)三鷹市長

令和 年 月 日

代表者

〒

住所 (所在)

(名称)

氏名 (代表者氏名)

印

電話番号 () -

下記の排出基準を遵守し、次のとおり申請します。

申請区分	新規		変更		廃止		記入しないでください	
	名称							
事業所の	所在地	〒	三鷹市					
	建物名							
	事業内容(業種・業態)							
	延床面積			m ²		※延べ床面積が分かる資料(平面図や契約書の写しなど)を添付してください。		
	従業員数			名				
	担当者	氏名						
連絡先		TEL						
廃棄物保管場所及び排出場所の見取り図 〔排出場所は、敷地内の接道部分に近い場所とする。〕		(別紙可)						
排出する廃棄物の種類及び予定排出量		<input type="checkbox"/> 可燃 袋/週	<input type="checkbox"/> 不燃 袋/月	<input type="checkbox"/> プラ 袋/週	<input type="checkbox"/> びん・缶 袋/月	<input type="checkbox"/> ペット 袋/月	<input type="checkbox"/> 古紙 袋/週	不燃、びん・缶、ペットは月2回収集
備考								

※延べ床面積が分かる資料(平面図や契約書の写しなど)の添付がない場合、現地確認を行うなど登録までに時間がかかる場合があります。

【排出基準】

次の全てに該当することが必要です

- 収集日の朝8時までには排出することができること (下連雀3・上連雀2丁目の可燃ごみは、夜11:30まで)
- 1回の排出量が指定収集袋で2袋以下であること
- 指定収集袋に登録番号を記入することができること
- 市が適正に処理できるごみであること
- 事業用の延べ床面積が基準以下であること
- 市の廃棄物処理計画に基づく分別ができること

本書に記載された情報は、当市の電気計算組織に記録され、ごみ処理に関する情報提供、実態調査及び分析のために使用することがあります。

問い合わせ先

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
三鷹市生活環境部ごみ対策課
電話 0422(45)1151